

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第60条の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学者の選考及び入学許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第4条 科目等履修生は、学年又は学期始めに入学を許可する。

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の入学検定料を添え、学科長を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書（写真）
- (3) 最終学校の学業成績及び卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 入学を許可された者は、入学の手続を行う際に科目等履修生入学料及び聴講料を納付しなければならない。

2 実験、実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(履修期間)

第7条 履修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(単位の認定)

第8条 履修科目について単位修得の認定を得ようとする者は、試験を受け合格しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 科目等履修生として不適当と認められたときは、学長は、教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第10条 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則中、学生に関する規定は、科目等履修生に準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。